

みなと みた

2018 9
No.129

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～11

平成 30 年度「全国労働衛生週間」を 10 月に実施します／監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成 29 年度)／長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果／東京都最低賃金を 985 円に引き上げます／平成 29 年度における過労死等の労災補償状況(東京労働局分)について／「36 協定未届事業場に対する相談指導事業」の実施について／442 の建設工事現場を一斉に監督 東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 12

最新の雇用失業情勢

協会だより ● 13～15

港地区健康と安全推進大会／産業保健フォーラム IN TOKYO 2018／労務管理講習会を開催しました／新入会員のご紹介

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



平成30年度「全国労働衛生週間」を 10月に実施します

～こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革～

今年で69回目となる全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施しており、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的としています。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で、職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

本年度は、第13次労働災害防止計画の初年度における取組として、長時間労働者やメンタルヘルス不調者に対する面接指導などが受けられる環境の整備や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策として、ラベル表示・安全データシート（SDS）の交付・入手の徹底に引き続き取り組んでいきます。

(1) 全国労働衛生週間中（10月1日～7日）に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中（9月1日～30日）に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

- ア 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (ア) 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (イ) 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
 - (ウ) 改正労働安全衛生規則（平成29年6月1日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
 - (エ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
 - (オ) 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務

内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

- (カ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
 - イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
 - (ア) 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - (ウ) 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - (エ) 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - (オ) ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - (カ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - (キ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルスカ対策への積極的な取組の実施
 - (ク) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルスカ対策に関する支援の活用
 - ウ 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。
- (ア) 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - (イ) 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - (ウ) 相談窓口等の明確化
 - (エ) 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - (オ) 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る助成金、産業保健総合支援センター

- による支援の活用
- エ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- 「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。
- (ア) 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
 - (イ) SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
 - (ウ) ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
 - (エ) 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえたばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - (オ) 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
 - (カ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - (キ) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
- オ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (ア) 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (イ) 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
 - (ウ) 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- カ その他の重点事項
- (ア) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づく対策の実施
 - (イ) 職場における受動喫煙防止対策の推進

- (ウ) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
- ② 労働衛生3管理の推進等
- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
 - イ 作業環境管理の推進
 - ウ 作業管理の推進
 - エ 健康管理の推進
「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施
 - オ 労働衛生教育の推進
 - カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
 - キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
 - ク 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- ③ 作業の特性に応じた事項
- ア 粉じん障害防止対策の徹底
 - イ 電離放射線障害防止対策の徹底
 - ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
 - カ 石綿障害予防対策の徹底
 - キ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- ④ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進
- 東日本大震災に関してはア～ウの取組、平成28年熊本地震に関してはアの取組を実施する。
- ア 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
 - イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
 - ウ 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

「第69回全国労働衛生週間説明会」を開催

平成30年9月6日（木）、女性就業支援センター4階大ホールにおいて、三田労働基準監督署及び三田労働基準協会共催により平成30年度全国労働衛生週間説明会を開催しました。本説明会は、10月1日から7日まで「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」のスローガンのもと展開される全国労働衛生週間に先立ち行ったものです。

三田労働基準監督から過重労働防止対策、全国労働衛生週間実施要綱の説明を行い、特別講演は「人事担当者のためのメンタルヘルス復職支援」と題して株式会社健康企業代表・医師の亀田高志様に行っていただきました。



挨拶する野村みどり署長

監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成29年度)

厚生労働省は、平成29年度に時間外労働などに対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反で是正指導した結果を取りまとめ公表しました。

これは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成29年4月から平成30年3月までの期間に不払だった割増賃金が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

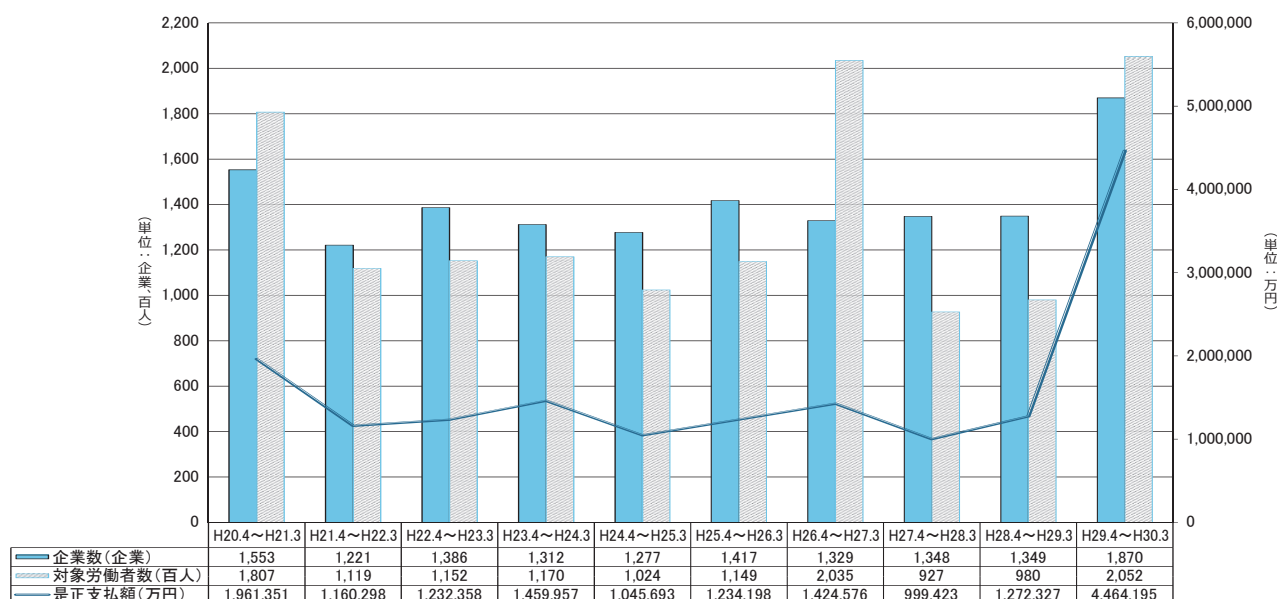
監督指導の対象となった企業では、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組が行われています。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底していくこととしています。

【平成29年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント】

- (1) 是正企業数 1,870企業（前年度比 521企業の増）
うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、262企業（前年度比 78企業の増）
- (2) 対象労働者数 20万5,235人（同 107,257人の増）
- (3) 支払われた割増賃金合計額 446億4,195万円（同 319億1,868万円の増）
- (4) 支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり2,387万円、労働者1人当たり22万円

● 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（過去10年分）



賃金不払残業の解消のための取組事例

◆事例1（業種：小売業）

◎賃金不払残業の状況

- ・タイムカード打刻後に作業を行うよう指示されているとの労働者からの情報を基に、労基署が立入調査を実施。
- ・タイムカードの記録とメールの送信記録とのかい離や労働者からのヒアリング調査などから、タイムカード打刻後も作業が行われており、賃金不払残業の疑いが認められたため、労働時間の実態調査を行うよう指導。

◎企業が実施した解消策

- ・会社は、メールの送信記録などを基に労働時間の実態調査を行った上で、不払となっていた割増賃金を支払った。
 - ・賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。
- ①代表者が「賃金不払残業撲滅」を宣言するとともに、全店舗の店長に方針の説明を行った。
 - ②賃金不払残業撲滅に係る社内ポスターを作成して掲示するとともに、タイムカードの適正打刻に関する研修用DVDを作成し、店長を通じて、全労働者に対する研修を行った。
 - ③タイムカード打刻後の作業が行われていないか確認するため、店長が定期的に店舗内を巡回することとした。

◆事例2 (業種：その他の事業)

◎賃金不払残業の状況

- ・インターネット上の求人情報等の監視情報(※)を受けて、労基署が立入調査を実施。
- ・会社は、自己申告(労働者が始業・終業時刻をパソコンに入力)により労働時間を管理していたが、自己申告の記録とパソコンのログ記録や入退室記録とのかい離が認められ、また、月末になると一定の時間を超えないよう残業を申告しない状況がうかがわれるなど、賃金不払残業の疑いが認められたため、労働時間の実態調査を行うよう指導。

※厚生労働省は、平成27年度から委託事業により、インターネット上の賃金不払残業などの書き込み等の情報を監視、収集する取組を実施している。労基署は、当該情報に基づき必要な調査等を行うこととしている。

◎企業が実施した解消策

- ・会社は、パソコンのログ記録や入退室記録などを基に労働時間の実態調査を行った上で、不払となっていた割増賃金を支払った。
 - ・賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。
- ①会社幹部が出席する会議において、自己申告制の適正な運用について、実際に労働時間を管理する者に説明を行うとともに、当該管理者を通じて全労働者に周知した。
 - ②自己申告とパソコンのログ記録のかい離を自動的に確認できる勤怠管理システムを新たに導入し、月2回、必要な補正を行うようにした。
 - ③労務管理についての課題と改善策を話し合う労使委員会を年2回開催することとした。

◆事例3 (業種：運送用機械等製造業)

◎賃金不払残業の状況

- ・違法な長時間労働が行われているとの労働者からの情報を基に、労基署が立入調査を実施。
- ・会社は、自己申告(労働者がパソコン上の勤怠管理システムへ入力)による労働時間管理を行っていたが、自己申告の記録と入退室記録とのかい離、労働者からのヒアリング調査などから、賃金不払残業の疑いが認められたため、労働時間の実態調査を行うよう指導。

◎企業が実施した解消策

- ・会社は、入退室記録や労働者からのヒアリングなどを基に労働時間の実態調査を行った上で、不払となっていた割増賃金を支払った。
 - ・賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。
- ①全労働者に対し、適正に自己申告を行うことなどについて研修を実施した。
 - ②自己申告の記録と入退室記録との間にかい離があった場合は、上司がその理由を確認する仕組みを導入した。
 - ③労働時間の自己申告方法を含む労務管理について書かれた労働者向けのガイドブックについて、より分かりやすい内容に作成し直し、全労働者に周知した。

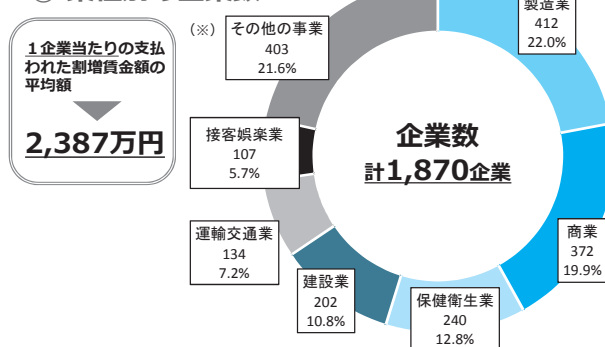
◆事例4 (業種：建設工事業)

◎賃金不払残業の状況

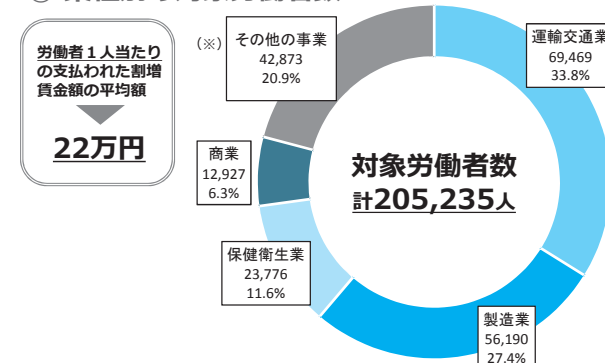
- ・賃金未払残業が行われているとの労働者からの情報を基に、労基署が立入調査を実施。
- ・会社では、労働者が「残業申請書」を提出し、上司が承認することにより労働時間管理を行っていたが、「残業申請書」の提出をしていない労働者の時間外におけるメール送信記録などから、賃金不払残業の疑いが認められたため、

●100万円以上の割増賃金の遡及支払状況(平成29年度分)

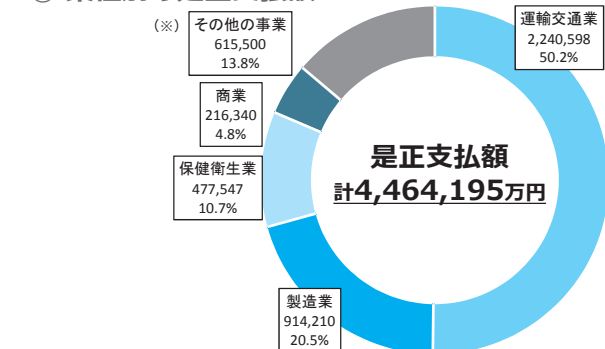
①業種別の企業数(単位：企業)



②業種別の対象労働者数(単位：人)



③業種別の是正支払額(単位：万円)



(注) 対象事業は、労基署が定期監督及び申告に基づく監督を実施し、割増賃金の不払いに係る指導を行った結果、平成29年4月から平成30年3月までの間に1企業で合計100万円以上の割増賃金の支払いがなされたもの

労働時間の実態調査を行うよう企業が実施した解消策

- ・会社は、メール送信記録や労働者からのヒアリングなどを基に労働時間の実態調査を行った上で、不払となっていた割増賃金を支払った。
 - ・賃金不払残業の解消のために次の取組を実施した。
- ①朝礼で、社長から、賃金不払残業を解消するための働き方改革の実行について決意表明を行った。
 - ②総務部の担当者が定期的に巡回し、定時後に在社している労働者について、「残業申請書」の提出状況を確認した上で、残業申請なく、又は、申請された残業時間を超えて在社している場合は、ヒアリングを行い、上司に必要な指導を行うこととした。
 - ③労使で構成するコンプライアンス委員会で、労働時間管理の改善状況を確認することとした。

長時間労働が疑われる事業場に対する 監督指導結果

厚生労働省は、平成29年度に、長時間労働が疑われる25,676事業場に対して実施した、労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめ、公表しました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。対象となった25,676事業場のうち、11,592事業場（45.1％）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、8,592事業場（違法な時間外労働があったものの74.1％）でした。

厚生労働省は、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていくこととしています。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果 （平成29年4月から平成30年3月までに実施）

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○監督指導実施状況

平成29年4月から平成30年3月までに、25,676事業場に対し監督指導を実施し、18,061事業場（全体の70.3％）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが11,592事業場、賃金不払残業があったものが1,868事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが2,773事業場であった。

表1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施 事業場数	労働基準関係法令 違反があった事業 場数	主な違反事項別事業場数		
				労働時間	賃金不払残業	健康障害防止措置
合計		25,676（100%）	18,061（70.3%）	11,592（45.1%）	1,868（7.3%）	2,773（10.8%）
主 な 業 種	製造業	5,841（22.7%）	4,287（73.4%）	2,930	357	569
	建設業	3,014（11.7%）	1,645（54.6%）	791	168	142
	運輸交通業	4,095（15.9%）	3,427（83.7%）	2,541	256	455
	商業	3,595（14.0%）	2,517（70.0%）	1,657	336	434
	教育・研究業	1,016（ 4.0%）	658（64.8%）	322	53	114
	接客娯楽業	1,845（ 7.2%）	1,479（80.2%）	1,020	236	453
	その他の事業	3,986（15.5%）	2,410（60.5%）	1,274	240	347

表2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
25,676	4,661（18.2％）	8,639（33.6％）	4,372（17.0％）	3,467（13.5％）	3,181（12.4％）	1,356（5.3％）

表3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
25,676	1,596（6.2％）	3,463（13.5％）	2,391（9.3％）	3,137（12.2％）	5,035（19.6％）	10,054（39.2％）

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

（1）過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、20,986事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項					
	面接指導等の実施	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施	月45時間以内への削減	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
20,986	2,340	3,824	7,187	13,658	805	1,157

（2）労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、4,499事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4（1））	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4（6））	労使協議組織の活用（ガイドライン4（7））
		自己申告制の説明（ガイドライン4（3）ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4（3）ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4（3）オ）		
4,499	2,319	380	2,209	257	126	10

3 監督指導により把握した実態

（1）時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった11,592事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、8,592事業場で1か月80時間を、うち5,960事業場で1か月100時間を、うち1,355事業場で1か月150時間を、うち264事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違反事業場数	80時間以下	80時間超	100時間超		
			150時間超	200時間超	
11,592	3,000	8,592	5,960	1,355	264

（2）労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、2,328事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、8,492事業場でタイムカードを基礎に確認し、4,867事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、9,494事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法			自己申告制
使用者が自ら現認	タイムカードを基礎	ICカード、IDカードを基礎	
2,328	8,492	4,867	9,494

東京都最低賃金を985円に引き上げます

～発効日は平成30年10月1日です～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、答申した平成30年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額および発効予定年月日は下表のとおりです。

これは、7月26日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成30年度地

域別最低賃金改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

〈平成30年度地域別最低賃金時間額答申状況〉

都道府県名	答申された改定額【円】 ※1	引上げ額【円】	目安額との比較【円】	発効予定年月日 ※2	都道府県名	答申された改定額【円】 ※1	引上げ額【円】	目安額との比較【円】	発効予定年月日 ※2
北海道	835 (810)	25	±0	平成30年10月1日	滋賀	839 (813)	26	±0	平成30年10月1日
青森	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日	京都	882 (856)	26	±0	平成30年10月1日
岩手	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日	大阪	936 (909)	27	±0	平成30年10月1日
宮城	798 (772)	26	+1	平成30年10月1日	兵庫	871 (844)	27	+1	平成30年10月1日
秋田	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日	奈良	811 (786)	25	±0	平成30年10月4日
山形	763 (739)	24	+1	平成30年10月1日	和歌山	803 (777)	26	+1	平成30年10月1日
福島	772 (748)	24	+1	平成30年10月1日	鳥取	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日
茨城	822 (796)	26	±0	平成30年10月1日	島根	764 (740)	24	+1	平成30年10月1日
栃木	826 (800)	26	±0	平成30年10月1日	岡山	807 (781)	26	+1	平成30年10月1日
群馬	809 (783)	26	+1	平成30年10月6日	広島	844 (818)	26	±0	平成30年10月1日
埼玉	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日	山口	802 (777)	25	±0	平成30年10月1日
千葉	895 (868)	27	±0	平成30年10月1日	徳島	766 (740)	26	+1	平成30年10月1日
東京	985 (958)	27	±0	平成30年10月1日	香川	792 (766)	26	+1	平成30年10月1日
神奈川	983 (956)	27	±0	平成30年10月1日	愛媛	764 (739)	25	+2	平成30年10月1日
新潟	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日	高知	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
富山	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日	福岡	814 (789)	25	±0	平成30年10月1日
石川	806 (781)	25	±0	平成30年10月1日	佐賀	762 (737)	25	+2	平成30年10月4日
福井	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日	長崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月6日
山梨	810 (784)	26	±0	平成30年10月3日	熊本	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
長野	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日	大分	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
岐阜	825 (800)	25	±0	平成30年10月1日	宮崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
静岡	858 (832)	26	±0	平成30年10月3日	鹿児島	761 (737)	24	+1	平成30年10月1日
愛知	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日	沖縄	762 (737)	25	+2	平成30年10月3日
三重	846 (820)	26	±0	平成30年10月1日	全国加重平均額	874 (848)	26	—	—

※1 括弧書きは、平成29年度に改定された地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性あり。

平成29年度における過労死等の 労災補償状況（東京労働局分）について

◎東京労働局においては、平成29年度中に行われた管下18労働基準監督署における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・認定件数を取りまとめました。

◎東京労働局においては、過労死・自殺等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。

■平成29年度 業種別認定件数（東京労働局分）

（件）

	脳・心臓疾患			精神障害〔うち自殺〕		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0(0)	0 (0) [0(0)]	0 (0) [0(0)]	0 (0) [0(0)]
建設業	19 (1)	10 (0)	2(0)	20 (1) [6(0)]	21 (2) [4(0)]	11 (1) [4(0)]
製造業	10 (2)	7 (1)	1(0)	26 (9) [5(0)]	26 (9) [5(0)]	9 (0) [4(0)]
情報通信業	15 (2)	8 (1)	4(1)	58 (21) [6(0)]	56 (20) [6(0)]	23(10) [3(0)]
運輸業、郵便業	22 (2)	17 (0)	9(0)	25 (7) [1(0)]	21 (7) [1(0)]	8 (2) [1(0)]
卸売業・小売業	13 (4)	14 (4)	4(0)	49 (18) [9(0)]	43 (16) [6(0)]	15 (6) [3(0)]
金融業・保険業	1 (0)	0 (0)	0(0)	16 (6) [1(0)]	17 (5) [2(0)]	4 (1) [1(0)]
宿泊業、飲食サービス業	11 (4)	11 (6)	5(2)	14 (2) [3(0)]	10 (4) [2(1)]	8 (3) [1(0)]
教育、学習支援業	3 (1)	1 (0)	0(0)	12 (8) [0(0)]	7 (3) [0(0)]	1 (0) [0(0)]
医療、福祉	4 (3)	3 (3)	0(0)	41 (30) [1(0)]	36 (24) [2(0)]	11 (6) [2(0)]
その他の事業(上記以外の事業)	38 (8)	27 (4)	8(0)	71 (25) [6(0)]	77 (26) [7(0)]	18 (4) [3(0)]
合計	136(27)	98(19)	33(3)	332(127) [38(0)]	314(116) [35(1)]	108(33) [22(0)]

注 () 内は女性の数で内数である。

■平成29年度 職種別認定件数（東京労働局分）

（件）

	脳・心臓疾患			精神障害〔うち自殺〕		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
管理的職業従事者	9 (0)	8 (0)	2(0)	11 (0) [2(0)]	19 (2) [4(0)]	6 (0) [3(0)]
専門的・技術的職業従事者	25 (4)	16 (3)	5(1)	109 (49) [11(0)]	105 (40) [14(0)]	48(13) [10(0)]
事務従事者	16 (4)	7 (2)	2(0)	94 (45) [6(0)]	95 (47) [5(0)]	24(12) [3(0)]
販売従事者	22 (3)	15 (2)	7(0)	47 (14) [12(0)]	39 (9) [7(0)]	10 (2) [3(0)]
サービス職業従事者	17(10)	14 (8)	6(2)	33 (13) [4(0)]	24 (12) [3(1)]	10 (5) [2(0)]
生産工程従事者	1 (0)	2 (0)	0(0)	7 (2) [0(0)]	7 (2) [0(0)]	2 (1) [0(0)]
輸送・機械運転従事者	20 (0)	17 (0)	7(0)	12 (1) [1(0)]	10 (1) [1(0)]	3 (0) [0(0)]
建設・採掘従事者	7 (1)	5 (0)	1(0)	7 (0) [2(0)]	5 (0) [1(0)]	3 (0) [1(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	8 (4)	7 (4)	0(0)	9 (3) [0(0)]	7 (3) [0(0)]	1 (0) [0(0)]
その他の職種(上記以外の職種)	11 (1)	7 (0)	3(0)	3 (0) [0(0)]	3 (0) [0(0)]	1 (0) [0(0)]
合計	136(27)	98(19)	33(3)	332(127) [38(0)]	314(116) [35(1)]	108(33) [22(0)]

注 () 内は女性の数で内数である。

「36協定未届事業場に対する相談指導事業」 の実施について

東京労働局では、長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化の一環として、業務委託事業である「36協定未届事業場に対する相談指導事業」（以下「36未届相談指導事業」）を下記により実施しています。

第1 事業の目的

36未届相談指導事業は、時間外・休日労働に関する協定届を労働基準監督署に届け出していない事業場を対象に、民間事業者を活用することにより、①労働条件に関する自主点検、②集団的な相談指導及び③個別訪問による相談指導の実施により、適正な36協定の締結を通じて、長時間労働の是正に向けた対策を推進することを目的としています。

第2 実施期間

平成30年7月9日から平成31年3月15日まで

第3 受託事業者

SATO社会保険労務士法人

●本委託事業に関するお問い合わせ

SATO社会保険労務士法人 札幌オフィス内 事務センター

Tel. 011 - 788 - 5898（土日祝日除く9時から18時）

※受託事業者には守秘義務が課せられており、本委託事業で実施する自主点検、集団的な相談指導及び個別訪問による相談指導で得られた情報は行政目的以外で使用することはありません。

また、受託事業者が顧問契約等の営業活動を行うことはありません。

442の建設工事現場を一斉に監督 ～うち6割以上に労働安全衛生法違反あり～

東京労働局では、平成30年6月に管下18の労働基準監督署（支署）が実施した東京都内の建設現場に対する一斉監督の結果を取りまとめ、公表しました。

〈概要〉

1 期 間 平成30年6月1日（金）から6月21日（木）まで

2 実施結果

監督実施現場数……………442現場

うち労働安全衛生法違反が認められ、是正を指導した現場数……286現場（全体の64.7%）

是正を指導した現場のうち、重篤な災害につながる足場・高所の作業床等からの墜落・転落の防止に関する法違反が認められた43現場（法違反が認められた現場の15.0%）に対しては、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を行いました。

その他の主な違反事項等は、次頁のとおりです。

多くの建設現場において法違反が認められることから、引き続き、建設工事現場に対する監督指導を実施します。

その際、重篤な災害につながりやすい墜落防止措置の確実な実施を中心としつつ、リスクアセスメント(※)への取組、元請・下請間の連絡調整、新規に現場で作業を行う作業員への教育等についても指導していきます。

(※)：事前に危険性や有害性を特定し、労働災害の程度の度合い（リスク）を見積もって評価し、リスクの大きさに基づいて対策の優先度を決め、リスクの除去・低減措置を検討し対策を講じる一連の手法

1 違反の状況

	建築	土木	解体	その他	合計
監督実施現場数	376	11	13	42	442
法令違反現場数	257	6	4	19	286
(違反率)	68.4%	54.5%	30.8%	45.2%	64.7%
作業停止等命令現場数	42	0	0	1	43
(法令違反現場数に対する割合)	16.3%	0.0%	0.0%	5.3%	15.0%

現場の種類別違反率

違反事項	違反現場数(全体442現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理面】 元請事業者としての災害防止措置、下請事業者に対する指導関係	260現場(58.8%)	・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施(安衛法第29条) ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施(安衛法第31条)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	181現場(41.0%) ①うち手すり等がなかった現場……………92現場 ②うち下さん・中さん等がなかった現場……13現場	・高所作業のための作業床の未設置(安衛則第518条) ・足場の手すり・中さん等の未設置(第563条、第655条) ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置(安衛則第519条、第653条)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	28現場(6.3%)	・組立図の未作成(安衛則第240条) ・支柱の脚部の固定など滑動防止措置の未実施(安衛則第242条) ・組立時の立入禁止措置の未実施(安衛則第245条)
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	14現場(3.2%)	・研磨作業時の防じんマスクの不使用(粉じん則第27条)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	11現場(2.5%)	・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成(安衛則第155条) ・転倒・転落防止措置の未実施(安衛則第157条) ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施(安衛則第158条)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	10現場(2.3%)	・移動式クレーンの作業方法の未決定(クレーン則第66条の2) ・移動式クレーンの吊り荷の下への立入禁止措置の未実施(クレーン則第74条の2)

「安衛法」：労働安全衛生法、「安衛令」：労働安全衛生法施行令、「安衛則」：労働安全衛生規則、「粉じん則」：粉じん障害防止規則、「クレーン則」：クレーン等安全規則

2 リスクアセスメントの取組状況

実施している現場……409現場(全体の92.5%)

実施していない現場……33現場(全体の7.5%)

最近の雇用失業情勢

○平成30年7月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.5%であり、前月より0.1ポイント上昇。※約25年ぶりの低い水準。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より6万人増加し、172万人。（原数値は172万人で、前年同月差19万人減少）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より4万人増加し、6,636万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より37万人増加し、5,952万人。

☆雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、前年同月比で「建設業」、「運輸業、郵便業」で減少している。

☆平成30年7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.63倍であり、前月より0.01ポイント上昇。

☆平成30年7月の新規求人倍率（季節調整値）は2.42倍であり、前月より0.05ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（平成30年8月）「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。」（※景気の総括判断は維持。）

「雇用情勢は、着実に改善している。先行きについては、着実に改善していくことが期待される。」（※雇用情勢判断は維持。）

項 目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
27年度	1.86	2.93	14.88	1.23	1.81	8.06	11,899	15,854
28年度	2.08	3.24	16.16	1.39	2.04	8.70	10,916	14,880
29年度	2.29	3.34	15.27	1.54	2.09	8.36	10,441	14,015
30年7月	2.42	3.35	12.86	1.63	2.16	7.71	9,916	13,144

注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況（平成30年7月）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数（原数値）は359,745人（前年同月比0.7%減）で、2か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数（原数値）は119,012人（前年同月比1.9%減）で、2か月連続で前年同月を下回った。

一方、有効求職者数（原数値）は173,030人（前年同月比4.3%減）で、95か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数（原数値）は35,485人（前年同月比1.7%減）で、11か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は9,916件で、前年同月より6.0%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は5,701件（前年同月比5.3%減）、パートは4,215件（前年同月比6.9%減）となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数139件（前年同月比8.6%減）。業種別件数では、卸売業（30件）、建設業（19件）、サービス業（17件）の順となった。

（季節調整値は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

港地区健康と安全推進大会

平成 30 年度



健康で安全に働くことが
出来る職場を目指して!

(参加費無料)

- 1 日時 平成30年11月6日(火) 13:00~16:00
- 2 会場 ハローワーク品川 4階・5階・B1階 (港区芝 5-35-3)
- 3 次第

第1会場 表彰・事例発表・特別講演(4階大ホール 13:30~16:00)

第1部 三田労働基準監督署長表彰

第2部 (1) 寸 劇「私たちの健康と安全(仮題)」SGコスモス

(2) 特別講演「治療と仕事の両立支援にまつわる産業保健スタッフの役割」

東京産業保健総合支援センター産業保健アドバイザー 飯島美世子氏

特別講演講師 飯島美世子氏 プロフィール



1966年東京大学医学部保健学科卒業。企業の労働衛生管理に従事後、1992年から健康保険組合連合会に勤務。定年退職後、大学の授業や講演、執筆に携わるほか、現在、東京工科大学産業保健実践研究センター客員教授、労働者健康安全機構産業保健アドバイザー等を務める。2000年土屋健三郎記念・産業医学推進賞、2016年日本産業衛生学会功労賞、2017年日本産業精神保健学会理事長賞受賞。

講演要旨 仕事をしながら通院治療中の労働者は今や3人に一人と多数になりました。今後、高年齢労働者が増加していく中で、ますます病気の治療をしながら働く労働者は増えていくと予想されます。職場では、治療と仕事の両立に向けた職場の体制整備や職場風土の醸成、そして労働者自身の意識改革が必要です。また、治療と仕事の両立支援は、貴重な人材の損失を防ぐだけでなく、人材の定着、そして生産性の向上にも寄与します。

第2会場 無料健康測定 (5階会議室 13:00~16:00)

会場の制約でお待ちいただくことがあります

脳年齢・骨密度・体力測定などの健康測定と健康指導が受けられます。

協力：(一社)労働保健協会【〒173-0027 板橋区南町 9-11 ☎3530-2131】

第3会場 無料健康相談 (B1階小会議室 13:00~)

健康診断結果等について医師・保健師が相談をお受けします。

協力：みなと保健所、港区医師会・港地域産業保健センター

主催 港地区健康と安全推進大会実行委員会

代表世話人 三田労働基準監督署



第13次東京労働局労働災害防止計画 推進中!

産業保健フォーラム IN TOKYO 2018

いきる・はたらく ～私たちの今と未来～

参加費
無料!!

日時 平成30年11月1日(木) **開場** 10:00
場所 ティアラこうとう (江東区住吉2丁目28-36)

10:30 主催者挨拶

【特別講演】

10:40～
12:00 「働き方改革」としての「病気の治療と仕事の両立支援」
～厚労省ガイドラインの背景、意義、課題

県立広島大学 経営専門職大学院 教授 **木谷 宏氏**
(厚生労働省「治療と職業生活の両立支援対策事業」ガイドライン作成委員会座長)

事例発表①
13:30～
14:15 企業の風土に合わせて発展させる産業保健活動の紹介
～日々の地道な活動が健康経営への道～

三井化学株式会社 袖ヶ浦センター 健康管理室 保健師 **楠本 真理氏**

14:15～
14:25 リフレッシュ体操

健康運動指導士 **佐藤 義久氏**

事例発表②
14:35～
15:15 ストレスチェック結果のメンタルヘルス教育及び職場環境改善への活用
～事業場における事例をもとに～

中央労働災害防止協会 健康快適推進部 研修支援センター 副所長 **浜谷 啓三氏**

15:15～
15:30 東京労働局からのお知らせ

東京労働局

同時開催 | 健康測定コーナーもあります!

健康測定コーナー

(簡易体力測定・骨密度測定・転倒リスク測定等)

相談コーナー

(健康相談・受動喫煙防止対策)

展示コーナー

〈主催〉 東京労働局 / (公社) 東京労働基準協会連合会 / 東京産業保健総合支援センター

〈後援〉 東京都特別区長会 / 東京都市長会 / 東京都町村会 / (公社) 東京都医師会 /
東京都産業保健健康診断機関連絡協議会 / 全国労働衛生団体連合会東京都地区協議会 / 他関係団体

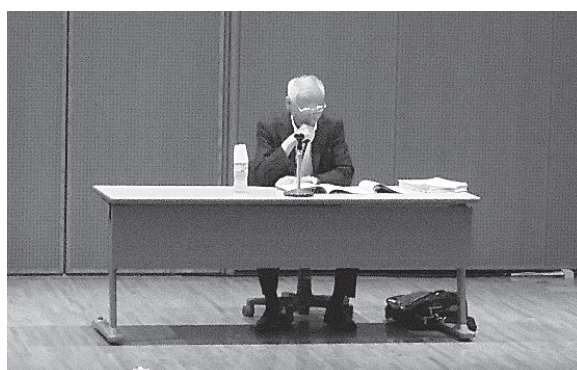
労務管理講習会を開催しました

7月13日に、女性就業支援センタービル4階大ホールで安西法律事務所所長安西弁護士による講演を行いました。安西弁護士の講演会は毎年の恒例となっており、人気も高いことから、今年も各企業1名のみと人数を制限させていただき、200名以上収容の会場を確保いたしました。それでも聴講をお断りせざるを得ない状況となりました。

当日は、三田労基署長挨拶の後、安西弁護士から2時間にわたり『働き方改革』と企業の人事労務管理～働き方改革関連法への対応の在り方～と題しました講演をいただきました。講演の2週間前に成立した「働き方改革関連法」について、国会での審議の少なさより、労働基準法改正部分の解釈に不明な点があること、改正に伴う労働時間管理や年次有給休暇の制度変更における注意点、「同一労働同一賃金」について「不合理な差」ととられない規定など、企業の皆様にわかりやすくご講演いただきました。配付資料には成立したばかりの改正法や付帯決議など最新の情報も盛り込まれていました。



満席となった会場



講演される安西弁護士

8月2日午後から、仏教伝道会館ビルで田原さえ子氏による「パワーハラスメントにならない部下への指導」の講演を行いました。受講希望が多く、急遽、会場を協会の研修室から変更しての実施でした。

当日は、田原講師からまず2時間のご講演をいただきました。最近、いろいろなハラスメントが言われていますが、比較的定義のはっきりしているパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントについて、加害者の刑事責任、民事責任、企業の民事責任の説明と裁判例の紹介がありました。さらに、パワーハラスメントにならないための部下への「悪い叱り方、上手な叱り方」や指導のポイントを講師ご自身の経験を踏まえてわかり易く説明いただきました。加害者とならないために理由を説明しての業務

指示の必要性や企業としての相談への対応の流れについて分かり易くお話しいただきました。

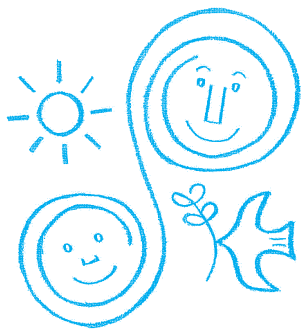
講演後の相談では、個別事案が多くあり予定時刻を15分も超過するなど、大変な盛況で終了いたしました。



〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	電話	業種
アサヒ装設(株) 東京営業所	港区芝浦4-15-33	03-3453-8159	製造業
(株)宇徳 東京支社	港区港南2-16-4	03-5769-3798	港湾運送事業、倉庫業、建設業
(株)AAO	港区芝浦4-10-1	03-6435-3888	販売
凸版印刷(株) エレクトロニクス事業本部	港区芝浦3-19-26	03-5418-3900	総合印刷業



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、長時間労働面談・保健指導・健康

セミナー・健康相談等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

人も、会社も、もっと元気に！

中退共済制度

CHU 小企業 退 職金 TAI 共 済制度 KYO

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共

検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL.03-6907-1234

FAX.03-5955-8211

みなとみた

平成30年9月号 平成30年9月15日発行(年6回発行) 第22巻第5号通巻第129号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>